

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の送付について

標記のことについて、下記のとおり送付いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 送付書類

(1) 令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書()

令和5年中の支給年金額の増額により令和6年から源泉徴収の対象となる方及び令和5年分の扶養親族等申告書を未提出の方には、あらかじめ扶養親族等申告書の表面の□1の「変更あり」欄に斜線を印字した様式を送付いたします。

(2) はじめにお読みください

(3) 令和6年分公的年金等の扶養親族等申告書の手引き

(4) 返信用封筒

2 送付対象となる方

退職または老齢を給付事由とする年金を受給されている方のうち、令和6年の公的年金等の収入見込額が次に該当される方

(1) 65歳未満の方...年金の支給額が108万円以上の方

(2) 65歳以上...年金の支給額が80万円以上の方

(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)

3 送付日

令和5年10月20日(金)から順次発送

4 提出期限

令和5年11月10日(金)

担当：年金相談課調査係

電話：03-3261-9842

令和6年分扶養親族等申告書在中

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

提出不要の方
 申告書の3・4・5のすべてに該当しない(しなくなった)場合、提出は不要です。
 【(例)あなた自身の障害者手帳を返納した】
 【(例)子どもを扶養親族から外し、他の扶養親族もいない】など
 なお、提出しなくても、あなたの年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額で
 所得税が計算されます。ご安心ください。

変更なしに該当する方・前年に提出した申告書と比べて変更がない
 1「変更なし」に
 2を記入し、終了です。(押印不要)
 ※ただし、扶養親族等が令和6年中に、70歳・23歳・19歳・16歳になる場合は「変更あり」となります。

変更ありに該当する方・前年に提出した申告書と比べて変更がある
 ※お手数ですが、変更のない部分もすべて記入してください。
 1「変更あり」に
 2を記入(押印不要)
 3~7を記入(特に、次に該当する場合は「変更あり」となります。)
 ◇扶養親族等が令和6年中に、70歳・23歳・19歳・16歳になる
 ◇扶養親族等の状況に変更がある
 【(例)父母を扶養親族にする・子どもが就職し扶養親族から外す】など
 ◇あなた自身・扶養親族等の障害の状態に変更がある
 【(例)普通障害から特別障害になった】など
 ◇過去の提出において、扶養親族等のマイナンバーを記入しなかった
 または 記入したマイナンバーに変更が生じた
 ◇扶養親族等が国外に居住している 《前年と比べて変更がない場合でも「変更あり」で記入して
 ください。》

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の
 提出期限は、令和 年 月 日です。

令和 年 月 日 地方職員共済組合

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。

年金証書記号番号

1 8594 14

提出される場合は、必ずどちらかに斜線を引いてください。

麹町 税務署長 (申告書の提出先) 支払者 地方職員共済組合
 該当市区町村長 殿 支払者の所在地 東京都千代田区平河町2-4-9
 支払者の法人番号 2700150001147

提出期限

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

令和 年 月 日

1 変更なし 変更あり

扶養親族等の内訳	寡婦(ひとり親)	本人障害特別	源泉控除対象	配偶者等	特 定	老 人	16歳未満	一 般	障 害 特 別 同 居	障 害 普 通 居 住	配偶者有無
令和5年	<input type="checkbox"/>										
令和6年	<input type="checkbox"/>										

この欄は記入しないでください。

2 氏名 男 生年月日 明・大・昭 配偶者有無 有・無
 女 代筆者氏名等 (続柄)
 住所 〒 TEL () 年間所得見積額 90万円超え
 ↑超える場合のみ「○」↑

3 手帳の種類 等級 区分 交付年月日
 本人障害 1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他
 1 特別障害 2 普通障害

4 寡婦等 受給者の年間所得見積額(500万円以下) 寡婦控除・ひとり親控除 事由 1 死亡 2 離婚 3 生死不明 4 婚姻歴無 生計を一にする子 氏名 年間所得見積額 万円

氏名	続柄	生年月日	住所	所得の種類・金額【所得=収入-控除額】		障害の状況		
				手帳の種類	等級	区分	交付年月日	
源泉控除対象配偶者等	夫・妻	明 大 昭 平	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	2 普通障害
			2 別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他 万円		3 その他		
控除対象扶養親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満)	夫・妻	明 大 昭 平 令	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	2 普通障害
			2 別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他 万円		3 その他		
控除対象扶養親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満)	夫・妻	明 大 昭 平 令	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	2 普通障害
			2 別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他 万円		3 その他		
控除対象扶養親族(16歳以上) または 扶養親族(16歳未満)	夫・妻	明 大 昭 平 令	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	2 普通障害
			2 別居(国内)	給与 万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他 万円		3 その他		

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

6 摘要欄【(1)別居(国内)の扶養親族等 (2)別居(国外)の配偶者 (3)別居(国外)の扶養親族 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

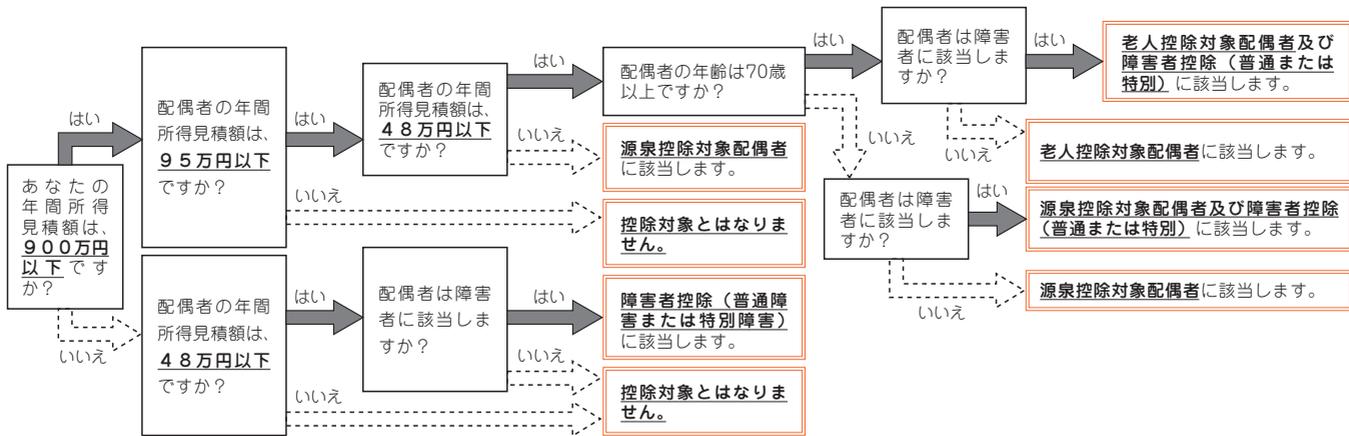
裏面もご覧ください。

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

この申告書は、あなたの年金を支給するときの所得税の計算に必要となります。
 年金の支給額から障害者控除・寡婦（ひとり親）控除・配偶者控除・扶養控除を受けることを希望される方は、同封の「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、必要事項を記入のうえ、当共済組合に提出期限までに到着するように提出してください。
 なお、**申告書を提出されなくても、あなたの年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%を源泉徴収し、年金をお支払いすることになります。**

控除対象となる配偶者の要件について

控除対象となる配偶者の要件は下図のとおりとなります。配偶者の方が控除対象に該当する（または該当しない）ことをよく確認のうえ、該当する場合には、申告書の**5**「源泉控除対象配偶者等」欄に記入してください。



7 令和6年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）記載欄

控除対象となる配偶者・扶養親族・16歳未満の扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）を新たに申告される方は、令和6年分の扶養親族等の氏名、続柄、扶養区分、生年月日、住所区分及び個人番号を記入してください。

個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がいるのに、この欄が空欄となっている場合は、個人番号等を記入したうえで、お手数ですが、表面に変更がない場合でも、1**を「変更あり」とし、申告するすべての事項を記入してください。**

なお、前回提出までに個人番号を申告している方は扶養親族等の「氏名（漢字）」欄に氏名が印字され、「個人番号（マイナンバー・12桁）」欄は「****申告****」と表示されています。

また、印字されている扶養親族等を申告しない場合は、申告しない方の欄を二重線で取り消してください。

区分	氏名(漢字)	続柄	扶養区分	生年月日	住所区分	個人番号(マイナンバー・12桁)
源泉控除対象配偶者等		1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (老人控除対象配偶者を含みます)	明大昭平 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
控除対象扶養親族等		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 5 祖父母 3 父母 6 その他 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	

ここで切り取らないでください。

その他ご不明な点はこちらをご覧ください

同封の冊子

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合
ホームページ

お知らせ → 年金に関するお知らせ → 「令和6年分扶養親族申告書」についてのQ&A

パソコンから

<https://www.chikyosai.or.jp>

または

スマホから



問合わせ先

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル

地方職員共済組合 年金部年金相談課

☎ (03) 3261-9842

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

この申告書は、次のいずれかに該当される方に送付しています。

- 令和6年の公的年金等の収入見込額が次に該当する方
 - 65歳未満…年金の支給額が108万円以上の方
 - 65歳以上…年金の支給額が80万円以上の方
(ただし、退職年金等の受給者の方は158万円以上)
- 令和5年分の申告書を提出していない方
(ご自身の基礎控除のみのため提出しなかった方、勤務先で控除を受けているために当組合に提出しなかった方も含みます)

令和6年分扶養親族等申告書在中

※裏面もご覧ください。

この申告書は、機械処理にて正確に登録を行えるよう、**1**の欄にあらかじめ斜線を印字しています。ご了承ください。

この申告書を提出される方(申告書の**3・4・5**のいずれかに該当する方)は、裏面を含め、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

※ **申告書の3・4・5のすべてに該当がない方**や、**勤務先に令和6年分「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する予定の方**はこの申告書の提出は不要です。

なお、提出しなくても、あなたの年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額で所得税が計算されます。ご安心ください。

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出期限は、令和 年 月 日です。

ミシン目で切り離して、申告書のみ同封の返信用封筒に入れて送付してください。 令和 年 月 日 地方職員共済組合

年金証書記号番号

1	8	5	9	4											14
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

麹町 税務署長
該当市区町村長 殿

(申告書の提出先) 支払者 地方職員共済組合
支払者の所在地 東京都千代田区平河町2-4-9
支払者の法人番号 2700150001147

提出期限

令和 年 月 日

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

1	変更なし	<input checked="" type="checkbox"/>	変更あり	<input type="checkbox"/>									
扶養親族等の内訳	寡婦(ひとり親)	本障害特別	人障害普通	源泉控除対象	配偶者等	特定	老人	16歳未満	一般	一	障害特別	障害普通	配偶者有無
令和5年													
令和6年													

2	氏名	男	生年月日	明・大・昭	配偶者有無	有・無
		女		年 月 日		
	住所	代筆者氏名等	(続柄)			
	TEL ()	年間所得見積額	900万円超え			
			↑ 超える場合のみ「○」↑			
3	手帳の種類	等級	区分	交付年月日		
	1 身体障害者		1 特別障害			
	2 精神障害者		2 普通障害			
	3 その他					

4	受給者の年間所得見積額(500万円以下)	寡婦控除・ひとり親控除	事由	1 死亡	3 生死不明	生計を一にする子	氏名	年間所得見積額
	退職所得を除いた年間所得見積額(500万円以下)	地方税(個人住民税)控除のみ寡婦控除・ひとり親控除		2 離婚	4 婚姻歴無			万円

氏名	続柄	生年月日	住所	所得の種類・金額【所得=収入-控除額】		障害の状況			
				手帳の種類	等級	区分	交付年月日		
源泉控除対象配偶者等	夫・妻	明 大 昭 平	1 同居	年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	
			2 別居(国内)	給与	万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他	万円		3 その他		
控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)		明 大 昭 平 令	1 同居	年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	
			2 別居(国内)	給与	万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他	万円		3 その他		
		明 大 昭 平 令	1 同居	年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	
			2 別居(国内)	給与	万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他	万円		3 その他		
		明 大 昭 平 令	1 同居	年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額(退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	
			2 別居(国内)	給与	万円		2 精神障害者		
			3 別居(国外)	その他	万円		3 その他		

●16歳未満の扶養親族欄は、地方税法第45条の3の3第1項及び第317条の3の3第1項に基づき、公的年金等の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。

6 摘要欄【(1)別居(国内)の扶養親族等 (2)別居(国外)の配偶者 (3)別居(国外)の扶養親族 (4)他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

裏面もご覧ください。

令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について

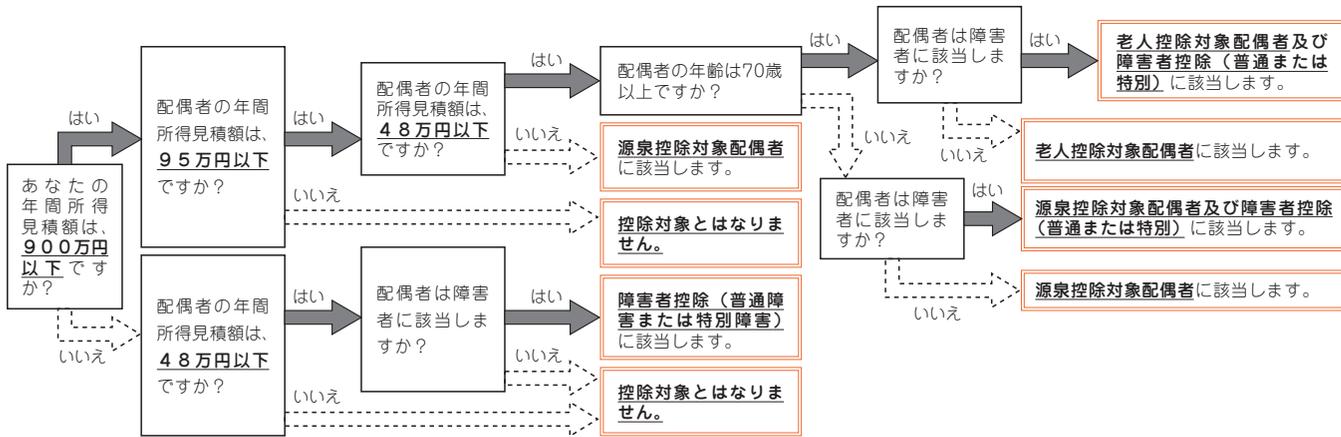
この申告書は、あなたの年金を支給するときの所得税の計算に必要となります。

年金の支給額から障害者控除・寡婦（ひとり親）控除・配偶者控除・扶養控除を受けることを希望される方は、同封の「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」をよくお読みいただき、必要事項を記入のうえ、当共済組合に提出期限までに到着するように提出してください。

なお、**申告書を提出されなくても、あなたの年金支給額から基礎的控除額を差し引いた額の5.105%を源泉徴収し、年金をお支払いすることになります。**

控除対象となる配偶者の要件について

控除対象となる配偶者の要件は下図のとおりとなります。配偶者の方が控除対象に該当する（または該当しない）ことをよく確認のうえ、該当する場合には、申告書の**5**「源泉控除対象配偶者等」欄に記入してください。



7 令和6年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）記載欄

控除対象となる配偶者・扶養親族・16歳未満の扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）を新たに申告される方は、令和6年分の扶養親族等の氏名、続柄、扶養区分、生年月日、住所区分及び個人番号を記入してください。

個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、扶養親族等がいるのに、この欄が空欄となっている場合は、個人番号等を記入したうえで、お手数ですが、表面に変更がない場合でも、1**を「変更あり」とし、申告するすべての事項を記入してください。**

なお、前回提出までに個人番号を申告している方は扶養親族等の「氏名（漢字）」欄に氏名が印字され、「個人番号（マイナンバー・12桁）」欄は「****申告済****」と表示されています。

また、印字されている扶養親族等を申告しない場合は、申告しない方の欄を二重線で取り消してください。

区分	氏名(漢字)	続柄	扶養区分	生年月日	住所区分	個人番号(マイナンバー・12桁)
源泉控除対象配偶者等		1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等 (老人控除対象配偶者を含みます)	明大昭平 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
控除対象扶養親族等		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	
		2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族 (16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大昭平令 .	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	

ここで切り取らないでください。

その他ご不明な点はこちらをご覧ください

同封の冊子

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合
ホームページ

お知らせ → 年金に関するお知らせ → 「令和6年分扶養親族申告書」についてのQ&A

パソコンから

<https://www.chikyosai.or.jp>

または 地方職員共済組合

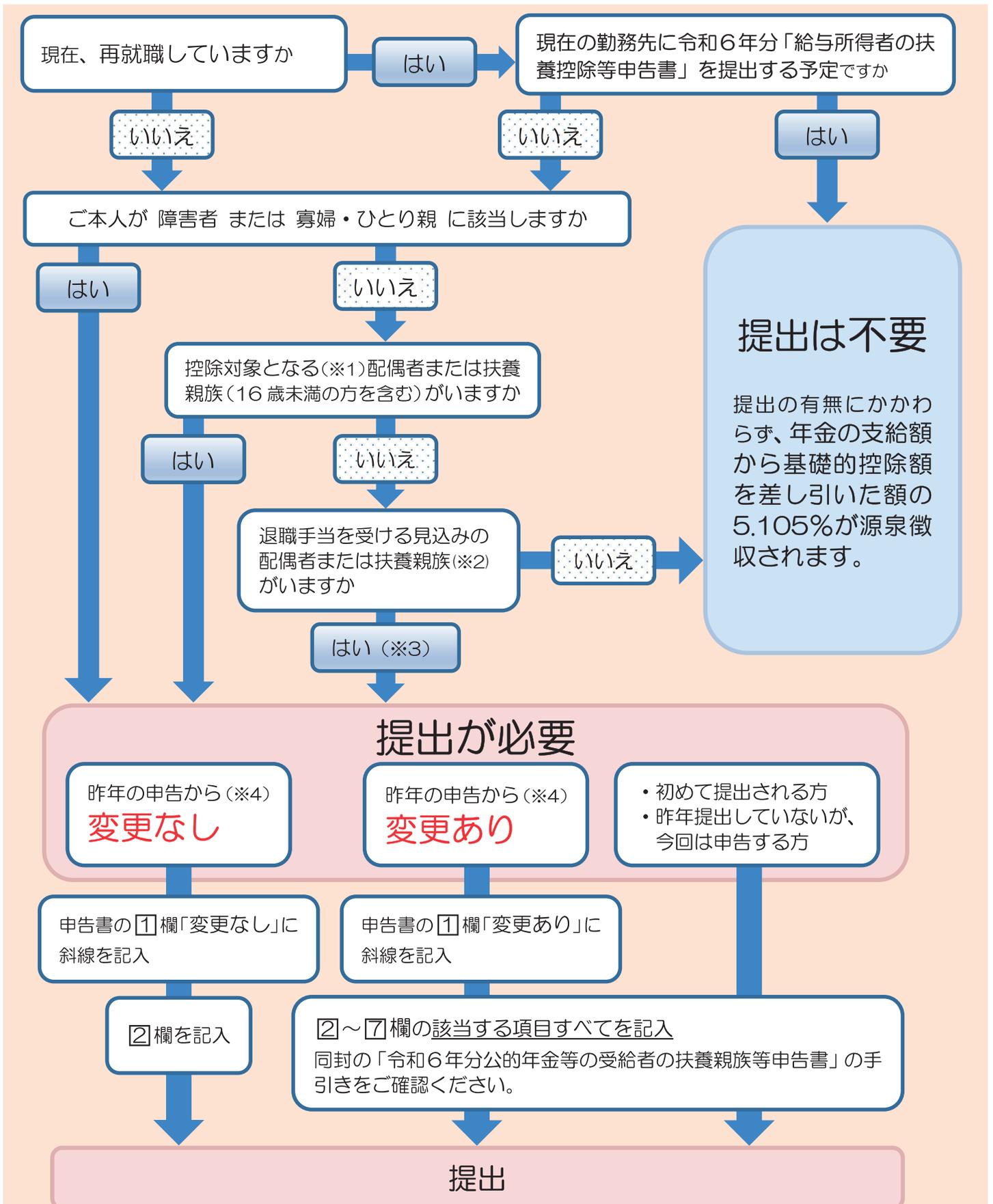
スマホから



〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル
 問合わせ先 **地方職員共済組合 年金部年金相談課**
☎ (03) 3261-9842

はじめにお読みください

扶養親族等申告書の提出が必要か次のフロー図でご判断ください。



※1 年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※2 退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3 提出いただくことで、個人住民税で該当する控除が受けられます。

※4 昨年の申告内容は、申告書の①欄「扶養親族等の内訳」および手引きの1頁をご確認ください。

「扶養親族等申告書」に関するよくある質問（Q&A）

Q1 私は、令和5年分の扶養親族に母（老人）を申告していましたが、令和5年中に他界しました。その他扶養親族がおらず、自身の障害者控除や寡婦・ひとり親控除も適用がない場合には、令和6年分の扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。

A 令和6年分の扶養親族等申告書の提出は不要です。
なお、令和6年分については、ご自身の基礎的控除額のみ差し引いたうえで所得税の計算が行われます。

Q2 扶養親族等申告書を「変更あり」で提出する場合、変更箇所のみ記載でよいでしょうか。

A 変更箇所のみ記載ではなく、昨年分までの申告内容も含めて、申告する該当事項をすべて記入し提出してください。

Q3 私の扶養親族等申告書について、令和5年の扶養親族等の内訳欄にすべて「*」が印字してあるのはなぜでしょうか。

A 当組合に対して扶養親族等申告書を初めて提出される方、または昨年分の扶養親族等申告書を当組合へ提出されていない方（ご自身の基礎的控除のみのため提出されなかった方、勤務先で控除を受けているために当組合に提出しなかった方も含まれます）には、「*」を印字して送付しています。

よって、令和5年分は、人的控除（本人障害や寡婦等に関する控除、配偶者や扶養親族に関する控除）の適用はされておりません。令和6年分について年金から人的控除を受ける場合には、ご提出をお願いします。

なお、人的控除に該当がなく、提出不要の場合は、ご自身の基礎的控除額のみ差し引いたうえで所得税の計算が行われます。

Q4 初めて申告予定の控除対象配偶者が、来年から年金を受給する予定であり、年金額が分からないため、申告できる対象者になるか判断を迷っています。この場合、どのような対応を取るべきでしょうか。

A 控除対象配偶者の所得の状況は、令和6年12月31日時点を推測して判断していただく必要があります。年金額が不明であり、所得の推測が困難な場合には、控除対象配偶者として該当しないものとしていただき、所得が確定後、控除対象配偶者として該当された場合には、確定申告にて所得税の精算を行ってください。

その他ご不明な点はこちらをご覧ください

同封の冊子

「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合
ホームページ

お知らせ → 年金に関するお知らせ →
「令和6年分扶養親族等申告書」についてのQ&A

パソコンから

<https://www.chikyosai.or.jp>

または 地方職員共済組合



スマホから



「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の手引き

地方職員共済組合 年金部 年金相談課 ☎(03)3261-9842

別添「はじめにお読みください」で「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「扶養親族等申告書」といいます。）の提出が必要と判断された方は、以下をお読みになって記載し、提出してください。

扶養親族等申告書（令和6年分）の記入方法

令和6年分の扶養親族等申告書は、**令和5年分の申告内容と比べて、「変更がない」方と「変更がある」方で記入方法が異なります。**

扶養親族等申告書の「扶養親族等の内訳」欄（「1変更なし・変更あり」欄の下）に令和5年分の申告内容を表示していますので、変更の有無を確認のうえ、記入してください。

■はじめに、令和5年分の申告内容を確認します■

「扶養親族等の内訳」欄は、令和5年分の扶養親族等申告書の申告内容を印字しています。下表を参考に、令和5年分の申告内容を確認してください。該当がない場合には、「0」が印字されています。

初めて申告書の用紙を送付する方、または、当組合に令和5年分の申告書を提出していない方（提出不要と判断し、提出されていない方を含みます）は、すべて、「*」が印字されています。

申告内容に変更がある方と「*」が印字されている方で申告される方は、㊦～㊨の印字されている部分を訂正するのではなく、裏面も含めて、申告する全ての事項を記入のうえ、提出してください。

扶養親族等の内訳	寡婦（ひとり親）		本人障害		源泉控除対象配偶者等	特定	老人	16歳未満	一般	障害			配偶者有無
	特別	普通	特別	同居						別居	普通		
												特別	
令和5年	ア	イ	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ク	ケ	コ	

以下の方には、扶養親族等申告書の用紙を送付していません。

※ 公的年金の収入見込額が次の額の方

- ・65歳未満の方の場合は108万円未満
 - ・65歳以上の方の場合は80万円未満
- （ただし、退職年金等の受給者は158万円未満）

<表示された数値の説明>

寡婦（ひとり親）欄	㊦	寡婦に該当する場合「1」、ひとり親に該当する場合「4」 寡婦（地方税のみ）に該当する場合「5」 ひとり親（地方税のみ）に該当する場合「6」 ※この数字は人数ではありません。
本人障害欄	㊧	受給者本人が障害者であれば「特別」「普通」のどちらかに「1」
源泉控除対象配偶者等欄	㊨	源泉控除対象配偶者等がいれば「1」 ※この数字は人数ではありません。 その配偶者が 70歳以上で所得が48万円以下であれば「2」 （老人控除対象配偶者です）
特定欄	㊩	控除対象扶養親族のうち「19歳以上23歳未満」の方がいればその「人数」
老人欄	㊪	配偶者を除く 控除対象扶養親族のうち「70歳以上」の方がいればその「人数」 ※配偶者が70歳以上でも、ここに数字は入りません。
16歳未満欄	㊫	16歳未満の扶養親族がいればその「人数」
一般欄	㊬	「特定」、「老人」以外の控除対象扶養親族の方がいればその「人数」
障害欄	㊭	「特別」…配偶者および扶養親族の中に特別障害者がいれば、「同居」「別居」に区別してその「人数」
	㊮	「普通」…配偶者および扶養親族の中に普通障害者がいればその「人数」
配偶者有無欄	㊯	配偶者がいれば「1」

■記入にあたっての注意事項です■

- ◆ 扶養親族等申告書は、機械処理しますので、黒のボールペンでご記入ください。
- ◆ 記入した内容を訂正する場合、訂正印の押印は不要です。

1 「変更なし・変更あり」欄の記入

令和6年分の申告内容が令和5年分と比べて、
変更がない方は、「変更なし」に「/」を記入してください。
変更がある方は、「変更あり」に「/」を記入してください。
なお、令和5年分の申告内容の確認は、前頁を参照してください。

※ **初めて申告される方または令和5年分の申告をしていない方**

1の「変更なし・変更あり」欄は、あらかじめ斜線（「変更なし」に「X」印、「変更あり」に斜線）を印字しておりますので、記入する必要はありません。

1	変更なし 	変更あり 
---	--	--

(記入例)

該当欄へのマークは、記入間違いは、②図の
①図のように右上から左下へ斜線を引いてください。
②図のように、左上から右下へ斜線を引いてください。



① 図



② 図

注意点・・・以下に該当する方は、「変更あり」となりますのでご注意ください。

- 1 所得税法上の寡婦またはひとり親に該当しないが、地方税法上(個人住民税)の寡婦またはひとり親の要件に該当する方(詳細は4頁をご覧ください。)
 - 2 所得税法上の控除対象となる配偶者及び扶養親族に該当しないが、地方税法上(個人住民税)の控除対象の要件に該当する方(詳細は5頁をご覧ください。)
 - 3 控除対象となっている配偶者・扶養親族の年齢が令和6年中に**70歳、23歳、19歳、16歳**となる方
 - 4 控除対象となっている配偶者が国外に転居し、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方
 - 5 控除対象となっている扶養親族が国外に転居し、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しておらず、以下のいずれかに該当する方(詳細は7頁をご覧ください。)
- (1) 対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である方
 - (2) 対象者が(1)に該当せず、留学のため国内に住所・居所を有しなくなった方
 - (3) 対象者が(1)に該当せず、障害者(3頁の障害者に該当する方)に該当する方
 - (4) 対象者が(1)に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みである方
- 6 前回の提出までに、控除対象となる配偶者・扶養親族の個人番号(マイナンバー)を記入されなかった方または記入した個人番号(マイナンバー)に変更が生じた方

2 「氏名」等欄の記入

「氏名」、「配偶者有無」、「住所」および「電話番号」を記入してください。

「年間所得見積額」は、受給者本人の令和6年中の年間所得見積額について、「900万円を超える」場合のみ、○で囲んでください。

※ 受給者本人の所得見積額が900万円を超える場合の配偶者控除は、配偶者の所得見積額が48万円以下で障害がある場合のみ対象となります。

「代筆者氏名等」は、代筆される方の「氏名」および「続柄」を記入してください。

2	ネンキン タロウ	男	生年月日	網・次・昭 25年11月3日	配偶者 有無	○有・無
氏名	年金 太郎		女	代筆者 氏名等	(続柄)	
住所	〒 102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9			TEL (03)3261-9842	年間 所得 見積額	900万円超え ↑超える場合のみ「○」↑

○「変更なし」に該当する方

上記**1**と**2**を記入したら終了です。扶養親族等申告書を返信用封筒に入れ、切手を貼り郵送してください(返信用封筒は、同封されているものをご使用ください。)

○「変更あり」に該当する方

あらかじめ斜線が印字されている方もこちらを参照してください。

1と2を記入してください。

次に、3～7の項目を確認し、申告するべきすべての事項（変更がない項目も含まれます。）を記入してください（該当がない項目は空欄にしてください。記入は不要です。）。

3 「本人障害」欄の記入

受給者本人が障害者控除に該当する方は記入してください。

「区分」および「手帳の種類」は、該当する箇所を○で囲み、「等級」および「交付年月日」を記入してください。

※ 下表の③④以外に該当する方は「手帳の種類」は「3 その他」を○で囲んでください。

※ 介護保険法による要介護認定だけでは、障害者控除の適用は受けられません。

3 本人障害	手帳の種類	等級	区分	交付年月日
	1 身体障害者 2 精神障害者 3 その他	3	1 特別障害 2 普通障害	平成24年7月22日

障害者控除の説明

受給者本人または受給者本人と生計を同じくする配偶者（令和6年中の年間所得見積額が48万円以下で、青色事業専従者等を除く。）や扶養親族（5「源泉控除対象配偶者等・控除対象扶養親族（16歳以上）または扶養親族（16歳未満）」欄）で、下表のいずれかの障害の状態に該当する方は、障害者控除を受けることができます。

- ◆ **介護保険法による要介護認定を受けている方でも、下表に該当しない方は、障害者控除の適用は受けられません**（介護保険法で定められている要介護認定の等級とは直接関係ありません。）。
- ◆ 被爆者健康手帳の交付を受けているだけでは、下表⑥に該当しません。
- ◆ 下表の①、⑥、⑦、⑧に該当する方は、「等級」に①、⑥、⑦、⑧いずれかの該当する番号を記入し、該当の「区分」に○を付してください。
- ◆ **提出する際、障害程度を示す証明書の添付は必要ありません。**

障害の内容	区 分	
	特別障害	普通障害
① 精神上的障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）	該当するすべての方	
② ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医により知的障害者と判定された方 ・療育手帳（みどり・愛・愛護等）の交付を受けている方	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA、A1、A2等）	中度、軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C等）
③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	障害等級が1級の方	左の障害の程度以外の方
④ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている方	障害の程度が1級または2級の方	3級から6級までの方
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方	恩給去別表第1号表ノ2の特別真症から第三真症までの方	左の障害の程度以外の方
⑥ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方	該当するすべての方	
⑦ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）	該当するすべての方	
⑧ 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の方（昭和35年1月1日以前の生まれの方）で市町村長、特別区の区長や福祉事務所長から①②④に準ずる障害があると認定されている方	①、②または④の特別障害者と同等程度の障害がある方	左の障害の程度以外の方

※1 精神上的の障害のため、物事の見え方を区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にある方のことをいいます。

※2 引き続き6か月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排泄等を行うことができない程度の状態にあると認められる方のことです。例えば、「寝たきり」のままの方は該当することになります。

4 「寡婦等」欄の記入

4 寡婦等	受給者の年間所得見積額 (500万円以下)	寡婦控除・ひとり親控除	事 由	1 死亡 3 生死不明 2 離婚 4 婚姻歴無	生計を一にする子の氏名及び年間所得見積額	氏名	年間所得見積額
	退職所得を除いた 年間所得見積額(500万円以下)	地方税(個人住民税)控除のみ 寡婦控除・ひとり親控除		共済 太郎	0	万円	

受給者本人の年間所得見積額が「500万円以下(※1)」であり、かつ、寡婦控除またはひとり親控除に該当する場合は、「寡婦等」、「事由」の該当する箇所を○で囲んでください。

なお、「生計を一にする子の氏名及び年間所得見積額」は、生計を一にする子(※2)がいる場合に、その子の氏名および年間所得見積額を記入してください(扶養親族に該当する場合は、生計を一にする子として記入する必要はありません。)

寡婦控除およびひとり親控除の説明

- 『寡婦』とは受給者本人で、以下の方をいいます。
 - 次のいずれかに該当する方で、扶養親族(子以外)のある方
 - 夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
 - 夫の生死が明らかでない方
 - 次のいずれかに該当する方で、扶養親族のいない方
 - 夫と死別した後、婚姻していない方
 - 夫の生死が明らかでない方
- 『ひとり親』とは受給者本人が、以下の方のうち、生計を一にする子又は扶養親族である子がいる方をいいます。
 - 配偶者と死別・離婚後、婚姻していない方
 - 婚姻歴のない方
 - 配偶者の生死が明らかでない方

受給者の年間所得	受給者の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	区分
500万円以下	男性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
	女性	子あり	死別・離婚 生死不明 婚姻歴なし	ひとり親
		子以外の扶養親族あり	死別・離婚 生死不明	寡婦
		扶養親族なし	死別・生死不明	寡婦

※ 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外となります。

※1 受給者の年間所得見積額が、500万円を超える場合は、所得税の控除対象になりませんが、受給者が退職所得を受給する予定であり、退職所得を除くと500万円以下となる場合で「寡婦」または「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となりますので、「地方税(個人住民税)控除のみ」欄の「寡婦」または「ひとり親」を○で囲んでください。

※2 生計を一にする子とは、所得税の扶養親族には該当しないが、同一生計にある子のことです。具体的には、年間所得見積額が「48万円以下(※3)」の青色事業専従者等が該当します。

※3 生計を一にする子の年間所得見積額が、48万円を超える場合は、所得税の控除対象になりませんが、当該子が退職所得を受給する予定であり、退職所得を除くと48万円以下となる場合で「ひとり親」の要件に該当するときは、地方税(個人住民税)の控除対象となりますので、「地方税控除(個人住民税)のみ」欄の「ひとり親」を○で囲んでください。

5 「源泉控除対象配偶者等」・「控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)」欄の記入

「源泉控除対象配偶者、老人控除対象配偶者または障害者控除のみ適用となる配偶者」(以下「控除対象となる配偶者」といいます。)や「控除対象扶養親族(16歳以上)、扶養親族(16歳未満)」の「氏名」、「続柄」、「生年月日」、「住所」等を記入し該当する箇所を○で囲んでください。

※ 16歳未満の扶養親族は、扶養控除の対象とはなりませんが、障害者に該当する場合は、障害者控除の対象となります。

また、地方税法による個人住民税の非課税限度額を計算する際に使用されます。

5	氏名	続柄	生年月日	住所	所得の種類・金額			障害の状況				
								手帳の種類	等級	区分	交付年月日	
源泉控除対象配偶者等	共済 花子	夫・妻	明大(昭)平 25.2.3	1 同居	年金 30 万円	左記の合計所得金額から 退職所得を除いた金額 (退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害				
				2 別居(国内)	給与 10 万円						2 精神障害者	2 普通障害
				3 別居(国外)	その他 万円							

所得がない方、または年間所得見積額を計算した結果0円となる方は記入不要です。

控除対象となる配偶者や扶養親族が障害者控除の対象である方は、3頁を参照のうえ、「手帳の種類」を○で囲み、「等級」、該当する「区分」および「交付年月日」を記入してください。
なお、要介護認定だけでは適用は受けられません。

控除対象扶養親族(16歳以上)または扶養親族(16歳未満)	共済 一郎	子	明大(昭)令 16.3.3	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から 退職所得を除いた金額 (退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害	平成27年 4月10日		
				2 別居(国内)	給与 40 万円					2 精神障害者	3 普通障害
				3 別居(国外)	その他 250 万円						
共済 二郎	子	明大(昭)令 17.7.6	1 同居	年金 万円	左記の合計所得金額から 退職所得を除いた金額 (退職所得がない方は記入不要です。)	1 身体障害者	1 特別障害				
			2 別居(国内)	給与 万円					2 精神障害者	2 普通障害	
			3 別居(国外)	その他 万円							3 その他

控除対象となる配偶者、扶養親族の説明

(1) 源泉控除対象配偶者等

受給者本人(年間所得見積額が900万円以下)と生計を同じくする配偶者(青色事業専従者等を除く。)で、令和6年中の年間所得見積額が95万円以下の方をいいます。

※ 受給者本人の年間所得見積額が900万円を超える場合、配偶者に障害がない場合は控除対象外です。

(2) 老人控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者のうち、年齢が70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の方で、令和6年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

(3) 控除対象扶養親族

受給者と生計を同じくする16歳以上の親族(配偶者、青色事業専従者等を除く。)、児童福祉法の規定により都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)または老人福祉法の規定により市町村長から養護を委託された老人(いわゆる養護老人)で、令和6年中の年間所得見積額が48万円以下の方をいいます。

(4) 老人扶養親族

(3)のうち、年齢70歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)の方をいいます。

(5) 特定扶養親族

(3)のうち、年齢19歳以上23歳未満(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの生まれ)の方をいいます。

※ 年齢はすべて令和6年12月31日時点のものです。

※ 対象となる方が年の途中でお亡くなりになられても、その年は控除が受けられます。

※ 年間所得見積額の説明は、6頁の「年間所得見積額の説明」をご参照ください。

※ 配偶者または扶養親族が令和6年に退職所得を受ける見込みであり、退職所得を含めると所得税法上の控除対象となりませんが、退職所得を除くと地方税法上(個人住民税)の控除対象となる場合(「退職所得を除いた年間所得見積額」が、配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下である場合)、退職所得を除いた年間所得見積額を「所得の種類・金額」の該当箇所にご記入ください。

また、退職所得を受ける見込みがない場合、または、退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円、扶養親族は48万円を超える場合は記入不要です。

なお、個人住民税の計算については、お住まいの市区町村へお尋ねください。

※ 受給者本人の年間所得見積額が900万円を上回るため、上記(1)または(2)に該当されない方のうち、受給者本人と生計を同じくする障害者に該当する配偶者(青色事業専従者等を除く。)で、かつ、配偶者の年間所得見積額が48万円以下である方は、障害者控除のみ適用を受けることができます。

「所得の種類・金額」欄は、次のとおり、該当する箇所を○で囲み、年間所得見積額(手取りの金額ではありません。6頁で計算した金額)を記入してください。

なお、所得がない方、または年間所得見積額を計算した結果0円となる方は記入不要です。

所得の種類	「所得の種類・金額」欄の記入方法	
所得がないまたは年間所得見積額が0円の場合	記入不要	記入不要
年金のみ	「年金」を○で囲む	年金の年間所得見積額を記入
年金と給与の場合	「年金」・「給与」の2か所を○で囲む	年金と給与それぞれの年間所得見積額を記入
給与とその他の所得の場合（ <u>その他の所得が退職所得の場合</u> ）	「給与」・「その他」を○で囲む	給与とその他それぞれの年間所得見積額を記入（ <u>その他の所得が退職所得の場合、退職所得を除く</u> 年間所得見積額を右欄に記入）

年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与	万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他	万円	万円
年金	30	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与	万円	退職所得がない方は記入不要です。
その他	万円	万円
年金	30	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与	10	退職所得がない方は記入不要です。
その他	万円	万円
年金	万円	左記の合計所得金額から退職所得を除いた金額
給与	40	退職所得がない方は記入不要です。
その他	250	40

年間所得見積額の説明

令和6年中の年間所得見積額は、令和6年中（令和6年1月1日から12月31日まで）に得られるであろう所得（年額）から計算します。主な年間所得見積額の計算方法は次のとおりです。

なお、障害年金、遺族年金は非課税所得ですので、所得には含みません。

所得の種類	年間所得見積額（非課税所得は含みません）		
雑所得	①公的年金等（※）の場合 収入金額－公的年金等控除額 次の式で計算してください。		
	受給者の年齢	その年に受け取る年金額（A）	公的年金等控除額（B）
	65歳以上 （昭和35年1月1日以前生まれ）	330万円以下	110万円
		330万円超410万円以下	$(A) \times 25\% + 27\text{万円}5\text{千円}$
		410万円超770万円以下	$(A) \times 15\% + 68\text{万円}5\text{千円}$
	65歳未満 （昭和35年1月2日以後生まれ）	130万円以下	60万円
130万円超410万円以下		$(A) \times 25\% + 27\text{万円}5\text{千円}$	
410万円超770万円以下		$(A) \times 15\% + 68\text{万円}5\text{千円}$	
②公的年金等以外（※）の場合 総収入金額－必要経費（※）			
給与所得	収入金額－給与所得控除額 次の式で計算してください。		
	給与の収入金額（C）	給与所得控除額（D）	
	162万5千円以下	55万円	
	162万5千円超180万円以下	$(C) \times 40\% - 10\text{万円}$	
	180万円超360万円以下	$(C) \times 30\% + 8\text{万円}$	
	360万円超660万円以下	$(C) \times 20\% + 44\text{万円}$	
	660万円超850万円以下	$(C) \times 10\% + 110\text{万円}$	
850万円超	195万円		
配当所得	収入金額－株式等の取得に要した負債の利子		
不動産所得	総収入金額－必要経費（※）		
事業所得	総収入金額－必要経費（※）		
退職所得	一般退職手当等（※）の場合 （収入金額－退職所得控除額）×1/2 勤続年数に応じて次の式で計算してください（勤続期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げて勤続年数を計算します。）。		
	勤続年数	退職所得控除額	
	20年以下	40万円×勤続年数	
	20年を超える	800万円+70万円×（勤続年数－20年）	

※ 「公的年金等」とは、共済年金、国民年金、厚生年金保険、恩給などです。

※ 「公的年金等以外」とは、個人年金保険、企業年金、郵便年金などです。

※ 「必要経費」とは、総収入金額に対応する売上原価、その他その収入金額を得るために直接要した費用の額、その他に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額となります。

例えば、個人年金に係る必要経費とは、年金の支払金額に対応する保険料または掛金額となります。

※ 「一般退職手当等」とは、特定役員退職手当等および短期退職手当等のいずれにも該当しないものとなります。特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である場合に受けるものをいい、短期退職手当等とは、役員等以外の者として勤務した勤続年数が5年以下である場合に受けるものをいいますが、これらの区分に応じて、所得金額の計算方法が異なります。

なお、退職所得の金額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた金額となります。

※ これらの詳細につきましては、「国税庁のホームページ」をご確認いただくか、お近くの税務署へお尋ねください。

扶養親族の所得金額を計算してみてください（マイナスの時は0です。）。↓「所得の種類・金額」欄に記入（0の場合記入不要）

その年に受け取る年金収入額	6頁の表で計算した B の額	年金の年間所得見積額
<input type="text"/> 円	— <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 万円
その年に受け取る給与収入額	6頁の表で計算した D の額	給与の年間所得見積額
<input type="text"/> 円	— <input type="text"/> 円	= <input type="text"/> 万円

6 摘要欄の記入

6 摘要欄【(1) 別居(国内)の扶養親族等 (2) 別居(国外)の配偶者 (3) 別居(国外)の扶養親族 (4) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等】

(1) 共済 太郎 東京都〇〇 (2) 共済 花子 アメリカ合衆国〇〇州 (3) 共済 一郎 アメリカ合衆国〇〇州 ①
(4) 共済 一子 子 平成5年7月3日 東京都×× 共済 一男 兄 同居

下記に該当する場合は「摘要」欄に以下の内容を記入してください。

- (1) 国内に別居している扶養親族等がいる場合
当該扶養親族等の「氏名」および「住所」
- (2) 国外に別居している配偶者がいる場合
配偶者の「氏名」および「住所」
- (3) 国外に別居している配偶者以外の扶養親族で次の①から④に該当する方がいる場合
配偶者以外の扶養親族の「氏名」、「住所」および下記の「①から④のいずれかの該当する番号」
 - ① 対象者の年齢が30歳未満、または、70歳以上である方
 - ② 対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった方
 - ③ 対象者が①に該当せず、障害者(3頁の障害者に該当する方)に該当する方
 - ④ 対象者が①に該当せず、その年において、年金受給者より、生活費または教育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みである方
 - ※ 「国外に別居している」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。
 - ※ (2)または(3)に該当する方は、受給者本人と生計を同じくする親族であることを確認するため、次のいずれかの書類を添付してください(これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文も必要となります。)。
 - ・ 戸籍の附票の写しその他国または地方公共団体が発行した書類で、その方が受給者の親族であることを証するものおよびその方の旅券の写し
 - ・ 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その方が受給者の親族であることを証するもの(その方の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。)
 - ※ (3)の②に該当する方は、「留学の事実がわかる書類」として、現地の査証(ビザ)または在留カードの写しで、該当者が留学の在留資格に相当する資格をもって国外に在留することにより、国内に住所および居所を有しなかった旨を証するもの(これらの書類が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文も必要となります。)
- (4) 他の所得者が控除を受ける扶養親族等がいる場合
 - ① 他の所得者の扶養親族である扶養親族の「氏名」、あなたから見た「続柄」、「生年月日」および「住所」
 - ② 上記の方を扶養親族として控除を受ける他の所得者の「氏名」、あなたから見た「続柄」および「住所(同居もしくは別居)」
 - ※ 生計を同じくする者のなかで、2人以上の所得者がいる方は、扶養親族等をどちらの所得者の控除対象扶養親族とするのか選択することになります。

7 令和6年分に係る個人番号（マイナンバー・12桁）欄の記入

区分	氏名(漢字)	続柄	扶養区分	生年月日	住所区分	個人番号(マイナンバー・12桁)											
源泉控除対象配偶者等	共済 花子	1 配偶者	1 源泉控除対象配偶者等(老人控除対象配偶者を含みます)	明大 昭平	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	*	*	*	*	申	告	済	*	*	*	*	*
控除対象扶養親族等	共済 二郎	2 子 3 父母 4 孫	2 控除対象扶養親族(16歳以上) 3 16歳未満の扶養親族	明大 昭平 令 17.1.6	1 同居 2 別居(国内) 3 別居(国外)	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3

扶養親族等申告書を提出される方のうち、扶養親族等を申告される方は、その方の個人番号を受給者本人が確認のうえ、「氏名」、「続柄」、「扶養区分」、「生年月日」、「住所区分」および「個人番号」を記入してください（扶養親族等の申告をしない方は、記入の必要はありません。）。

前回の提出までに扶養親族等の個人番号を申告している方は、氏名(漢字)欄に氏名が印字され、個人番号欄は「*****申告済*****」と表示されています。個人番号の記入は法律で定められた義務であるため、この欄が空欄となっている扶養親族等がいる方は、個人番号を記入のうえ、1の「変更あり」に「/」を記入し、申告するすべての事項を記入してください。

また、印字されている扶養親族等に変更がある場合、既に申告している個人番号に変更がある場合または印字されている扶養親族等を申告されない場合は、変更等のある欄を二重線で取り消したうえ、1の「変更あり」に「/」を記入し、表面の申告するすべての事項を記入してください。

今回ご提出いただいた個人番号は、法令で認められた範囲で次の事務に利用し、厳重に保管・管理を行い、また個人番号の保管・管理が不要となった際は、法令に基づき、適切に廃棄いたします。

なお、地方職員共済組合では、**電話やメールなどで個人番号をお聞きすることはありません。**

〔個人番号を利用する目的〕

- ① 所得税法に基づき年金の支払者が行う源泉徴収票作成・届出事務
- ② 地方税法に基づき年金の支払者が行う公的年金等支払報告書作成・届出事務

※ この扶養親族等申告書で、この度初めてマイナンバーを申告される方は、令和7年1月（それ以前にマイナンバーを既に申告されている方については、令和6年1月）にお送りする源泉徴収票の扶養親族欄にお名前が載ります。

※ この扶養親族等申告書には、控除対象となる方のマイナンバーカードの写し等を添付する必要はありません。

1～**7**の記入を確認したら終了です。扶養親族等申告書を返信用封筒に入れ、切手を貼り郵送してください（返信用封筒は、同封されているものをご使用ください。）。

扶養親族等申告書の提出に伴う業務につきましては、地方職員共済組合が求める特定個人情報等を取り扱うための安全管理措置（入退室管理装置設置、インターネットへの接続禁止等）が講じられ、プライバシーマークおよびISO/IEC27001を取得している会社（ニューコン株式会社 東京都荒川区東日暮里5-41-12）に、業務の一部を委託しております。

同封しております黄色の返信用封筒のあて先は次のとおりとなっておりますが、当共済組合が業務の一部を委託した会社であり、また、年金受給者の皆様からご提出いただく扶養親族等申告書は、当共済組合の監督の下、厳重に管理し、個人情報保護に万全を期してまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

こちらの委託先では、扶養親族等申告書の内容についてのお問い合わせは受け付けられません。内容についてのお問い合わせは、「地方職員共済組合年金部年金相談課」にお願いします。

提出先	〒116-0014 東京都荒川区東日暮里5-41-12 地下1階 ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内 地方職員共済組合 年金部 年金相談課調査係 行
-----	--

- 封筒に糊付けする際に、糊が用紙にくっついてしまうと、開封の際に用紙を破損してしまうことがありますので、**糊付けしすぎないようにしてください。**
- 委託先へ**速達での返送はしないようにしてください。**
- 申告書は**ミシン目で切り離して、ミシン目より下の部分のみ提出してください。**

84円分の
切手を貼っ
てください。

116-0014



お 願 い

この封筒には「公的年金等の
扶養親族等申告書」以外の書類
は入れないでください。

提出前チェックシート

*最終確認に使用してください。

「公的年金等の扶養親族等申告書」以外の書類は入っていませんか。	<input type="checkbox"/>
変更なしもしくは変更ありに斜線を引いてありますか。	<input type="checkbox"/>
封筒に切手を貼りましたか。	<input type="checkbox"/>

住所	〒
氏名	

東京都荒川区東日暮里5-41-12 地下1階
ニューコン株式会社 情報サービス事業部 内

地方職員共済組合
年金部 年金相談課調査係 行

【地方職員共済組合 業務委託先】

扶養親族等申告書在中

の
う
し
る